ニ　最終処分基準省令第一条の二第二項第三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ホ　最終処分基準省令第一条の二第二項第五号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ヘ　最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

（特定一般廃棄物最終処分場）

第四条の八　法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）であつて、次に掲げるもの以外のものとする。
一・二　（略）
（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第五条の五　法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
一～四　（略）
五　埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状
六～九　（略）
2　前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～四　（略）
五　水銀処理物を埋め立てた場合は、水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の五の二　法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
五～十六　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～四の二　（略）
四の二の二　基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
五　（略）

（特定一般廃棄物最終処分場）

第四条の八　法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。
一・二　（略）
（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第五条の五　法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
一～四　（略）
五　埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状
六～九　（略）
2　前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～四　（略）
（新設）
（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の五の二　法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
五～十六　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～四の二　（略）
（新設）
五　（略）